

令和5年3月17日



担当課	指導監査課
担当者	橋爪・増田・西岡
電話	(073) 435-1319
内線	5253

介護保険サービス事業者に対する行政処分について

不正請求等により、下記事業者に対して介護保険法に基づく行政処分を行いました。当該処分については、令和5年3月17日に事業者に通知しました。

1 対象事業者

有限会社トータルケアサービス 代表取締役 山野 達（やまの とおる）
所在地 和歌山市松江1325-8

2 対象事業所

(1) トータルケアサービス（訪問介護） (2) トータルケアサービス（通所介護）

3 行政処分の内容

指定の取消し（効力発生日：令和5年4月17日）

4 経済上の措置（介護給付費等の返還）

	(1) トータルケアサービス (訪問介護)	(2) トータルケアサービス (通所介護)
介護給付費	2,703,062円	242,910円
公費負担額	259,458円	85,322円
加算金	1,185,007円	131,292円
合計	4,147,527円	459,524円

5 経緯

本市に対する情報提供により、令和4年3月から令和5年1月まで監査を実施し、関係書類の精査及び関係者からの聴取の結果、下記の事実を確認したため、行政処分を行いました。

6 主な取消し理由

(1) 不正請求

虚偽の記録を作成したうえで、介護報酬を不正に請求した。

(2) 虚偽答弁

代表取締役が監査において、事実と異なる答弁を行った。